

平成26年度 第2回

流山市地域包括支援センター及び地域密着サービス運営協議会 議事録 要旨

開催日時 平成26年7月31日（木）15時00分から18時

開催場所 中央公民館 講義室

出席者 越智委員、大津委員、鈴木（孝）委員、渡部委員、池上委員、
岩井委員、大久保委員、小山委員、安藤委員、黒田委員、奈良委員
長塚委員

出席12名、欠席4名

議題（1）平成26年度地域包括支援センターの第三者評価について

<事務局からの説明>

- ・大久保委員を代表として、各地域包括支援センターに出向いてヒアリングを実施した。
- ・昨年度の反省としてセンターの自己評価に委員の評価が誘導されやすいという問題があったので、今年度評価シートは地域包括支援センターの自己評価の箇所はブランクの状態を実施した。
- ・昨年度は3段階での評価であったが、評価にばらつきが出やすいとの意見があったため、今年度は委員からの指摘事項のニュアンスが伝わりやすく、より評価しやすくするために4段階（◎、○、△、▲）で評価。
- ・各地域包括支援センターは今回の第三者評価の結果を踏まえて平成26年度の事業計画を策定した。
- ・今年度は地域包括支援センターに来られた市民の方と市内の居宅支援事業所を対象にアンケートを3月1日～3月31日までの1か月間実施。アンケートの内容については第三者評価のシートには加味していない。アンケート結果については、改善点がある場合は、アンケート結果を受けての取組みとして地域包括支援センターに改善策を記載していただいた。
- ・今年度の第三者評価及びアンケート結果については、9月をめどに市役所・地域包括支援センター・公民館・ホームページにて公表予定。

<評価委員の代表から総評>

○スケジュールについて

- 1 評価に当たって事前検討会をすることができた。昨年度の課題などを踏まえていきなり本番でなく、各委員の目線合わせができた。

- 2 ヒアリングに1日とることができ、その日のうちに評価することもできた。
- 3 昨年度の課題であったヒアリングを現地で行うということができた。書類及びパソコンの管理の状況、レイアウト、看板などを現地で確認し、評価に反映することができた。
- 4 4段階評価にできた。○というのは普通であり、できている、各地域包括支援センターとして業務をこなしているという評価。特に更に進んでできているものについては二重丸をつけたので、前回よりもばらつきがなく評価できている。
- 5 地域包括支援センターができて、8年経ってできていることが当たり前。昨年の評価を踏まえてその改善に取り組んだかどうか、地域資源を活かしながら新しいことに取り組んだかどうかを基準に◎をつけた。

<内容について>

○評価委員からの総評

1 北部包括支援センターへの総評

- ・昨年度の第三者評価からの意見を内部検討して、取り組んでいる。
- ・認知症サポーター養成講座を小学生まで対象を広げて行った。
- ・見やすい資源マップを完成させた。
- ・不動産屋、新聞配達、生涯大学を交え協力ネットワークづくりをしている。
- ・関係の薄い自治会との関係づくりに努めてほしい。

2 中部包括支援センターへの総評

- ・おおたかの森周辺地域の開発があり、従来のお年寄りが取り残される事態も出てきている中で取り組みをしている。
- ・環境の変化に対応するために、細やかな地域分析を行っている。65歳以上という区切りよりさらに細かい年代別の地域の状況や介護度合毎の分析を行い、これに基づき対応策をとっている。
- ・地域の人的資源をファイリング資料として整理し活用している。
- ・事業を積極的に進めていることもあり、電話がつながらないことがあるので人員の体制拡充に努めてほしい。
- ・おおたかの森周辺が開発されていくので、旧来の住民の方、あるいは新しい住民の方でも支援を必要とされている方の抽出をして支援をして欲しい。

3 東部包括支援センターへの総評

- ・長く在籍している職員が多く、管内のことなら何でも把握している。
- ・カラー刷りの機関誌の部数を増やして発行し、包括支援センターについて理解してもらおうとしている。
- ・特別支援学校で認知症サポーター養成講座を行うという従来の枠を超えた取り組みをしている。
- ・職員が地域の実情に精通しているが、さらに新しい視点での取組みを検討してほしい。

4 南部包括支援センターへの総評

- ・社会福祉士が力をつけてきたことによりセンターの体制が整い、情報の共有が取られるようになった。
- ・センター長の職務権限を明確化し、センターとして判断できることはセンターで判断して欲しい。

議題（２）流山市地域包括支援センター実績報告及び事業計画

<センター長から評価を受けての計画と力を入れている点を発表>

1 北部包括支援センターからの発表

- ・総合相談業務について、定期的にかかわりの持てない自治会にも認知症サポーター養成講座を通じて地域包括支援センターのPRを行うことができたので、今年度も関わりを薄い自治会に働きかけを行っていく。
- ・個人情報及びプライバシー保護について、職員のパソコンが来所者から見えないようにレイアウトを変更し、相談の際は仕切られた相談室を必ず使うように徹底している。

(平成26年度の計画について)

- ・ケアマネから相談された支援困難事例について地域ケア会議で地域課題の抽出を図ることで市に提案し、政策に結び付けていきたい。
- ・地域資源マップもハンドマップ形式で作成。医療機関、介護施設、ふれあいの家、地域のサロン、通院の補助ができるNPO、AED、公衆電話の場所を1つのマップに落とし込んだ。現在民生委員と地区社協に配布しているが、今後は居宅介護支援事業所にも配布予定。
- ・サポートハウス流山の地域交流スペースで出張相談や講座開催も計画。

- ・権利擁護業務について、高齢者虐待の通報窓口としての周知するために包括のパンフレットに高齢者虐待の通報窓口であると記載した。予防教室、自治会、老人会での教室の際などでも必ずアナウンスするようにする。
- ・地区社協への高齢者虐待の講義の開催
- ・一般市民の方に対しては、認知症サポーター養成講座や消費者被害に関する講座など身近な内容で権利擁護を考えてもらう機会を作っていく。
- ・掲示板、広報誌を活用し、地域の消費者被害の情報を掲示し、地域住民に地域の状況を周知していきたい。
- ・包括的・継続的ケアマネマネジメント支援業務については、ケアマネ相談日を第2第4火曜日に開催し、ケアマネに相談に来てもらうだけでなく、出向いても相談に乗れるようにする。
- ・ケアマネ通信を発行し、地域のケアマネに介護保険の最新情報や地域情報を伝えていくことを新たに取り組んでいる。
- ・第三者評価で指摘のあった民生委員とケアマネの交流できる機会が少ないという意見を受けて、年2回ケアマネと民生委員が交流できる会を開催。
- ・介護予防事業については、昨年度初めて小学校6年生への認知症サポーター養成講座が開催できた。今後さらに高齢化が進む中で若い世代のうちから認知症の周知を進められるように学校へも打診していく。
- ・地元で認知症の理解の輪を広げるために、小さな福祉会館などで2カ月に1回少人数でも開催し、地元の福祉力の底上げを図って行きたい。
- ・2次予防対象者には、介護予防教室「みのり会」を開催し自作の体操を自作の資料を用いて、自宅でも実践できるように工夫。一般の高齢者にも広めていけるように開催回数を増やしていきたい。
- ・「ふれあいの家いそいそ」が新しく北部地域にできたが、まだ利用者が少ないので月1回介護予防教室開催し、ふれあいの家が軌道に乗る手伝いができ、包括の周知にもつなげられればと思っている。

2 中部包括支援センターからの発表

- ・各業務、各地区への新しい取組みを複数計画したために、通常業務が煩雑になってしまうという恐れもあったため、6月から非常勤の事務を配置することによって内部体制の充実化を図った。
- ・来所対応、電話対応の充実化を図るために、以前までは通常1名の待機体制であったが、緊急時以外は2名の待機態勢を確保できるように、訪問事業を細かく調整す

るようになった。

- ・拡大してきた訪問事業を維持するために関係機関との協働体制の構築を積極的に進めていく。
- ・おおたかの森周辺地域は、子育て世代が多いので、保健センターとの共同訪問や保育事業者、子育て支援の市民団体と協力し、異世代の交流の機会を作る計画を立てている。今年度中1回は開催できるように計画。
- ・総合相談事業については、年5回の出張相談窓口の開催予定。中部地域包括支援センターは地域の端にあるため、来所相談が少なかったため、資料をもっていき公民館福祉会館で来所相談と同様に充実した環境で相談できるようにしている。
- ・権利擁護業務については、エンディングノートの活用や漠然とした不安を具体化してどうするかシリーズ化した講座開催を市民団体と協働し考えている。
- ・包括的・継続的ケアマネジメントについては、中部地域の地域包括ケアシステムの充実を意識して計画している。コミュニティ会議は年6回開催していたが、参加者それぞれの専門性に加えて他の機関とつながるようなプログラム及び中部地域の地域性を意識した内容を計画に入れている。
- ・新しい取り組みとして、昨年度実施した介護者向けのアンケートの結果から今年度3回の介護者の会の開催を計画。第1回目の会は男性介護者が多く参加してくれた。毎回の会の感想等をもとに継続して開催していきたい。
- ・認知症サポーター養成講座については、去年は学校等を積極的に回ったため、全体の7割が30代以下のサポーターになったので、今年も引き続き若年層の受講拡大に向けて各学校に打診している。ふれあいの家とも認知症サポーター養成講座や介護予防教室を通して、地域包括ケアシステムを作っていく。
- ・介護予防業務については、よつば会の後方支援を継続して行っていく。よつば会には地域からボランティアが出てきているのでバトンタッチをしていきたい。介護予防に対する関心を高めるために理学療法士の協力を得て、音楽に合わせて行う。TUBE体操を作ったので、これを広めるために介護予防教室を開催していく。公民館では5回をシリーズ化した体操教室・健康講座を抱き合わせして、講座を開催予定。

3 東部包括支援センターからの発表

- ・総合相談業務については、自治会や老人会、いきいきサロンに参加して積極的に周知活動を進めてきた。中でも一般市民を対象とした権利擁護の講座や流山高等学園での認知症サポーター養成講座を通じて、幅広い世代の人たちに包括の活動や役割

について周知することが出来た。

- ・地域に出向くことで、自治会単位での関わりは増えてきているが、地域差があることや自治会単位での実情把握がまだまだ進んでいない場所があることが課題。今年度は自治会とのネットワーク強化を重視して取り組んでいきたい。具体的には、包括主催の地域連携推進会議において、東部地域内の全自治会長に声掛けを行っているが、参加してもらい地域内で先駆的に地区活動に取り組んでいる自治会の活動紹介と意見交換を行う予定。意見交換を行う中で地域の実情を把握して、顔の見える関係づくりやネットワークの強化をしていきたい。
- ・昨年度の認知症サポーター養成講座では流山高等学園での開催をきっかけに生徒が高齢者宅に行き草むしりを行うなどのボランティア活動に繋がったり、社会資源の輪が広がった。今年度は5月に3年生を対象に流山高等学園で認知症サポーター養成講座を開催したので、認知症サポーターとなった生徒に向小金の児童センターでのキッズ認知症サポーター養成講座を手伝ってもらおう予定。
- ・若年性の認知症の相談が増えてきているので、早い段階で医療・介護の両方の支援体制をつないでいけるように、近隣他市のおおたかの森病院や慈恵医大といった医療機関にセンターの案内を活用しながら、早期からの支援体制について働きかけていきたい。また、若年性認知症をテーマとしたミニ講座を認知症の家族の会（あじさい広場）、認知症の人と暮らすまちづくりの会の中で講座として取り入れていく。
- ・個人情報適切な管理について、パソコンやUSBの管理徹底を強化していく。
- ・包括の看板を道路沿いに掲げるように設置予定。
- ・介護教室を平成27年度に開催するように計画している。男性介護者が参加しやすいようなテーマを検討中。
- ・権利擁護業務については、認知症や虐待の疑いを含めた相談・通報が増えているので、包括だけでは抱えきれないケースもあるため、市や専門機関との協力体制を構築して対応していく。虐待対応の終結のあり方についても、市との連携を深めていく中で、より慎重な判断の必要性を感じているが、第三者評価でも同様の指摘があったので、これらについてはこれまで同様に介護支援課と協同で終結に向けて対応していくのと共に、さらに虐待ネットワークを活用して多方面から意見を求めて検討し、対応していきたい。
- ・継続的・包括的ケアマネジメント業務については、東部地域では事業者数、ケアマネ数が少ない。第三者評価では近隣他市のケアマネとの意見交換についての指摘があったので、包括主催のケアマネの集いに参加を呼び掛けている。
- ・ケアマネ事業所や来所した市民からのアンケート結果を真摯に受け止め、相談しや

すいように意識していく。

- ・介護予防事業については、二次予防対象者に対してのフォローアップの指摘が第三者評価であったが、これまでは二次予防の教室終了後も地域の身近な地域活動の情報を提供して参加につなげていたが、包括主催で近くに出向いては教室を開くのは現状の体制では難しい。今年度はふれあいの家、自治会館に協力を要請して対象者の方が地域で継続して運動に取り組めるように支援していく。口腔栄養の教室については平成27年度上半期に開催できるように計画。
- ・職員については、9月から新しく社会福祉士1名入職予定。新しい職員の定着が図られていないが、職員の負担が過度にならないように業務を分担して効率よく働けるように環境を整えていきたい。

4 南部包括支援センターからの発表

- ・総合相談業務については、主担当が不在の時でも支援経過記録を徹底して、情報共有している。
- ・月ごとの総合相談台帳を作成しており、主担当、相談内容進捗状況等が一目でわかる様にしている。今後も台帳を元に月1回のカンファレンスで経過の確認、終了の判断、情報の共有をしていく。
- ・権利擁護については住民、ケアマネ民生委員向けに消費者被害の講座を開催予定。また、ケアマネ交流会においては虐待の研修を計画している。広報誌で年3回権利擁護についての特集を組み、自治会や老人会、福祉会館などに配布し啓発を継続している。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については、研修内容については事前にアンケートを取り介護支援専門員が求めている研修を行っていく。今年度は事例検討を中心に他職種とのグループワーク、認知症オレンジ連携シートの活用、虐待対応等、南部地域の開業医、認知症のサポート医を中心に3人の医師に協力してもらいケアマネとの交流を図っている。またアンケートの結果を受けて、相談しやすい窓口として、介護支援専門員のサポート支援を継続していく。
- ・地域、認知症者及び家族への支援については、認知症についての相談が多くあった南流山、平和台、流山地域では引き続き認知症サポーター養成講座での働きかけを行っている。既に南流山1丁目自治会、流山南高校、聴覚障害者向けに手話通訳者付きでの実施を行った。認知症サポーター数は目標の1000人も達成し、現在は1096人になっているので、今後も数を増やしていきたい。
- ・介護予防業務については、二次予防のながいきさんの参加者のフォローアップとし

て「こつこつ貯筋教室」を開催している。資源マップの活用で得られた人的資源の有効活用し、さらに元気になった方の受け皿として介護予防教室を計画している。

- ・その他として、外から見える場所に包括支援センターの看板を作るように指摘を受け設置に向けて進めている。
- ・相談室については法人に要望を出している。
- ・特に力を入れる取組みについて、早急に取り組む事業として地域ごとの課題に取り組んでいる。また、認知症サポーター養成講座のフォローアップとして1000人のサポーターに呼びかけをして全体のフォローアップ講座を実施する。

<各地域包括支援センターからの発表を受けて委員からの質問・意見>

委員

各包括が作成している資源マップを民生委員が作っているものと同形式で作ってほしい。

包括で把握している資源を民生委員が作成しているマップに落とししていきたい。

介護支援課長

要援護者の把握の落とし込みについては、流山市でも9月議会に流山市地域支えあい活動推進条例を上程し、その後災害時の要援護者対策について名簿の活用を検討していく。その中で民生委員が作成しているマップの情報とのリンクを研究していきたい。その上で、民生委員の作っているマップの社会資源の場所が、包括の作成しているマップに有用なものであったり、あるいは包括が作成しているマップに落とし込んだ情報が民生委員の作っているマップに有用なものであるか、民生委員と包括の情報の付け合せして相互活用できるように個別に検討・相談させていただく。

様式の統一化については、民生委員の作ったものは住宅地図がベースとなっているが、それが地域包括支援センターへの来訪者や要支援者にわかりやすく使いやすいものなのかどうかという視点も持ちながら、今後検討していきたい。

委員

今話にあったマップは非常に有効なものであるが、1つのものに落とし込むというのは、個人情報の問題で難しいのではないかと。使用する目的によってどの地図を使うのか、どの支援を求めていくのかというものに行政や包括と話をした中で作っていった方がいいのではないかと。

委員

窓口アンケートについて地域包括支援センターの感想はどうか。また自己評価と第三者評価のギャップについての地域包括支援センターの意見はどうか。

北部包括支援センター

来所者数が多いのでアンケート数も多かったが、一番指摘が多かったのが何をやっている事業所か初めはわからなかったという意見が多かった。未だに市役所の支所だと思って住民票を取りに来る方も若干いるので包括の活動や役割の周知の努力を続けなければならないと感じた。

評価については、評価を真摯に受け止め新たに事業を検討していきたい。

中部包括支援センター

窓口アンケート数は少なかったが、人がいない、電話対応ができないと人員についての指摘を受け体制の調整を図っている。

評価については、自己評価の際今年度はポジティブに◎を多くつけたが、包括の業務についてはゴールがないと思っているので、ずっと◎が付くとは思っていないが、次年度からは新しい取組みが次に繋がったら◎をつけようと思う。

東部包括支援センター

窓口アンケートについては大きな指摘はなかったが、事業者アンケートの中で真摯に受け止めていかなければならない部分もあったので対応していきたいと考えている。

評価についてのギャップは、自分たちで課題としてとらえていたことは改善していきやすいと捉えている。ただ二次予防事業対象者についてのフォローアップなどは自分たちだけでは改善できないという状況もあるので、今できることは何かという優先順位をつけて取り組んでいきたい。

南部包括支援センター

アンケートについては、相談面ではケアセンターは知っているがその2階に地域包括支援センターがあるということまでは知らないということがあったので、案内板が小さいといったところがあるので早くから改善していくべきだった。怖い人がいる、細かいところで指示をしてくるという意見については、思い当たる場所もあるので真摯に受け止める。介護予防のプランについては法律にのっとってやっているが、予防のプランを

作成するに当たっては要介護のプランと同じだけ時間がかかるので、一生懸命やってきてはくれるが、中には前のプランをそのままコピーして有効期間と認定の期間がずれているものについて、ここは違うと言うことに対してうるさいと言われてしまうと、こちらは何も言えなくなってしまう。ケアマネとしたら最低限良識をもってその部分だけでも改善して下さいということは言ったので、そのことで頭にきた人がアンケートに書かれたのではと思うが、今後伝え方も改善していきたい。

評価のギャップについては、前は厳しくつけたが、今回は包括みんなが頑張ったというものに関してはその意見に従い自己評価した。南部包括だけでなく4包括それぞれが日々の相談業務などを頑張っていることは認めてほしい。

委員

虐待ネットワークの委員として包括職員の働きぶりは凄いなものがあると毎回感じている。この評価について包括にいる職員の質の問題なのか、人数の問題なのか、人数がもう1人増えれば◎になるようなものがあるのか、それともいくら増えてもあの質じゃダメだという理由で○なものなのか意見を頂ければと思う。

委員

総評でも書いた通り、数が足りないということで評価に至らなかった部分もある。それはむしろ◎というよりは○を維持するのが困難だということから今後の期待事項ということで書いた。地域包括支援センターが出来て8年という歴史の中でセンターの機能は果たしているのは当たり前で○としている。改革の精神、新しい取り組みが見られれば◎としているので、必ずしも数の問題か質の問題かという質問は答えしにくい。

委員

◎があるということは地域包括支援センターにとって、市民にとっては意味のあることだと思う。これを目指す際に改革の精神が必要だということは、地域包括支援センターの職員に大切にしてもらいたいことではある。8年も経ってくると惰性が出てくるのかもしれないが、地域包括支援センターの仕事を4人でできるはずの仕事を3人でしていると非常に負荷がかかってしまって、逆に質が落ちるかもしれない。評価委員も地域包括支援センターの適正な人数について市に普請していただければと思う。

健康福祉部長

地域包括支援センターそれぞれが評価を冷静に分析し、それを直すにはどうすればいい

のか、△を○にするにはどうすればいいのかを非常に冷静かつ理知的に考え、平成26年度の事業に反映させている。評価委員の方々の御苦勞にも大変感謝しているが、それと同時に評価委員の評価を真摯に受け止め、次年度の事業に反映させ、改革をしていこうという地域包括支援センターの意志に対しても市として感謝している。

人間的なものについては6月の議会の一般質問の中で、地域包括支援センターの数を増やしてはどうかという質問であったが、地域包括支援センターの数を増やすことについてはノーと言った。

ただし、現在行っている4地域包括支援センターの職種あるいは職員の更なる人的・質的充実に市としても支援していくとお答えした。平成27年度から始まる第6期の介護事業計画の中に位置づけして早い時期から地域包括支援センターに対する更なる支援を充実化させていきたいと考えている。

委員

どの評価委員も包括が頑張っていることは認識している。高齢化が進んでいる流山で地域包括支援センターが中心となって地域資源と連携し要となってほしいという思いはどの委員にもある。評価については市民からのエールだと思って欲しい。

委員

4つの地域包括支援センターそれぞれ一生懸命職務をこなしている。それぞれの地域包括支援センターも思うところがあり自己評価したのだろうが、評価委員の評価を真摯に受け止めて改善すべきものは改善して行ってほしい。高齢化が進み権利擁護など問題が多くなってきて対応に苦勞しているということも認識してほしい。

会長

地域包括支援センターには今回の委員からの意見を参考にしてほしい。また後ろでサポートする行政も今回の意見を踏まえ支援してほしい。

議題（3）グループホームおひさま流山の廃止について

<事務局からの説明>

- ・グループホームおひさま流山を運営する株式会社太陽の代表取締役の佐々木氏から6月23日付で認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、高齢者専用賃貸住宅の形をとって新たに事業を始めるとして廃止の届け出があった。
- ・現在の利用者についてはグループホームが高齢者専用の賃貸住宅にかわること、サー

ビス内容、利用料金について利用者家族含めそれぞれの方に話し合いを実施し、移行後もそのまま同じ施設に住むことについて全員同意を得ていることを確認した。

- ・ 7月31日をもって、おひさま流山のグループホームとしての事業は廃止となる。

介護支援課長

この件については直接代表取締役の佐々木氏から数回話を聞き、その中で遺留の話もした。しかし法人のコンセプトとして最後まで責任を持ったケアをしたいという気持ちがある。これはグループホームでもできないことはないが、自分たちがやってきたケアの体系では賃貸住宅方式のほうが果たしやすい。有限会社太陽の賃貸住宅でのケアの在り方は、賃貸住宅なのでホームヘルパーが入ることとなる。ホームヘルパーが2時間置いて入ることとなるがその間についても必要なケアについては継続的にしていく。必要な時に必要なだけのケアを24時間体制で行っていく。

グループホームでは介護報酬基準上、介護用ベッドをレンタルできず、訪問入浴サービスも利用できない。これらのサービスを利用する場合は自己負担になってしまう

賃貸住宅方式でケアについては今まで通りに行い、介護用ベッドのレンタルや訪問入浴サービスは1割負担で利用できることになる。入居にかかわる費用（賃貸料金）及び食費についてはグループホームの時と変わらずそのままにして、今までのグループホームの料金とほぼ同額で提供できる。同法人が同じ形態で運営しているさんらぶ流山を見てきたが、賃貸住宅だがホームヘルパーがつきっきりでケアをしていた。このことからグループホームおひさま流山が賃貸住宅方式に変わっても同様のケアをしていただけると思い、届出を受けることとした。

会長

事業所の方針が制度の枠を出てしまう部分があるので、運営法人の理念でやっていこうとするには、グループホームという形式でない方が better という選択なのだと思う。

委員

これからグループホームがサービス付き高齢者向け住宅の方がいいとなってきたら流山市の地域密着型サービスの方針・計画とズレてきてしまう。

民間にもいろいろあって、施設・サービスが増えて戦国時代のようなになれば、理念より経営が優先されるのではないか。これから地域密着型サービスの計画を立てる際も慎重にならなければならない。

委員

4件グループホームに関わっているが、私自身は今住んでいるところでそのまま最期を迎えるということをやっていききたい。この法人と同じ信念で医者としてその施設をサポートしている。グループホームだと看護師がいないので、ヘルパーの協力が大変である。准看護師ぐらいの考えを持つまでに協力していかないと人ひとりの死を看るといふことは大変なことである。高齢者向けの賃貸住宅になるとして利用者の最期の場所がその施設になるのか。その後の利用者の状況を追跡して教えてほしい。

介護支援課長

可能な限り追跡して報告していききたい。先ほどの話の付け足しになるが同法人の運営する東深井のさんらぶでは既に30名以上看取っている。今回の話ではその施設と同様に、今の場所で最期まで居られるようにするという事で承知させていただいた。また、このままずるずると行くわけではなく、きちんとこの制度の運営の責任者として慎重に事業所の選定をしていくとともに、これからも廃止ということを抑えているが、もし廃止があったとしても慎重に対応していききたい。

会長

高齢者専用賃貸住宅という形式で看取りサービスを行うのは狭間のサービスである。通常であれば制度上ののっとなってやりたいが、実際そう上手くはいかなくなった。そういった意味でグループホームをこれからどのように運営していくのかということについては制度の枠組みはあると思うが、どこまで融通が利かせられるかを考えていかなければならない。また、もし訴えていけるものがあるならば、地域の実情に合わせて意見提示できればと思う。

委員から他の意見がなければ、この案件については廃止の日付が今日ということもあるので了承という形でよろしいか。

委員 はい

議題（４）地域密着型サービス事業者の指定について

<事務局からの説明>

- ・ 柏市にある藤心八幡苑が今年の4月1日の指定更新に伴って、特別養護老人ホームの一部を地域密着型の特養に変え指定を受けた。
- ・ 今回柏市からたまたまこの施設に入所している方が流山市の市民である通知があった。

入所している方への切れ目ないサービスの必要があることから平成26年4月1日付けで指定する。

委員

入所の審査はどうなっていたのか。

事務局

利用者は継続して入っていたがまたその一部が地域密着型施設になってしまったので、住所の把握が遅れてしまったのではないか。

議題（4）について委員からの了承を得た。

議題（5）介護予防支援に係るケアマネジメント業務の委託事業所の承認について
＜事務局からの説明＞

・ウェルズケア・マネジメント、コミュニケア24、ピースケアプランセンターについては、要介護の認定を受けていた利用者が介護認定の更新に伴って、要支援となり担当していたケアマネジャーに引き続き介護予防ケアプランの作成を依頼したいということだったので、委託事業所の承認をした。

・愛幸ケアプランセンターについては、要支援の認定を受けた被保険者が、既にその方の配偶者がプラン作成を受けている事業所で介護予防プラン作成を依頼したいという希望があったので、8月1日から委託事業所の承認をしたい。

議題（5）について委員の了承を得た。

議題（6）地域包括支援センターの職員変更について

＜事務局からの説明＞

・中部包括支援センターから業務量、事務量の増加に伴って専門職の時間がとられてしまうので事務の効率化と適切な事務を遂行するために6月23日付けで事務員を採用したことの届出があった。第三者評価でもあったように地域包括支援センターの職員が訪問に出て、地域包括支援センターが手薄になってしまうという指摘を受けて今回1名事務員を配置した。

・東部包括支援センターから社会福祉士が5月20日付けで1名退職したことにより、9月1日付けで社会福祉士を採用すると届け出があった。

議題（６）について委員からの了承を得た。

議題（７）定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務の一部委託について

<事務局からの説明>

- ・ 24時間サポート流山は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を平成25年度から提供している。
- ・ 今般24時間サポート流山から要望書が提出された。この件については従前から協議をしてきた。
- ・ 利用者の利用傾向として、特定の時間に集中しやすいことから昨年と比べて1名増員しているが、利用者15,6名が今の体制の限界でそれ以上同様の時間に利用したいというケアプランになると待ってもらっている状態である。
- ・ 昨年度は現在より1名職員が少なかったこともあり、5名程断ったことがあった。
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の30第2項ただし書により、市が認めれば市内の訪問介護事業所に事業の一部を契約し行わせることができるとされている。
- ・ 今回は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用したいという方への不都合に繋がらないように体制を整えさせるために市として進めていきたい。ただし、その条件としては、職員が適切な配置をされた上で、安易に使わないように職員を適切に配置することを条件に認めたい。

委員

今の人数では回しきれない実情がある。この事業は市の援助があつて始めたものなので、その都度市と相談しながらやってきているが、このような実情を見てもらって、逆にこういうやり方もあると教えてもらって、事業所から要望書を出させてもらった。今後この厳しい条件がある中で市の指導の下、利用者が満足できるようにサービスを提供していきたい。まだ弱体であつて経営が潤沢な状態でなく、好循環に至っておらず今すぐ介護職員の数も増やせないなので委託をしていきたい。一部の介護事業者の方に相談したところ、希望されている事業所もある。色々な事業者もヘルパーが足りない部分は空いている事業所から回せるという広い範囲でそういうことが出来るようになれば、介護事業がより円滑になるのではないかという見通しをもっている方もいる。

委員

私の事業所は訪問介護の事業もしているが、24時間サポートに頼んだときに人員が足りないことで断られたこともあった。委託を受ける側にとっては委託料という形でまとめて報酬が入ってくるのか。委託を受ける側の報酬の仕組みはどうなっているのか。

介護支援課長

原則的なところは事業所間の契約になり双方で決めてもらうことになるが、事業所ごとに契約の差が出ないように調整していかなければならない。このただし書きを運用している自治体は全国的に少ないと思うが、前に進まないで市民の利益にならないということもあるので、適切な委託料についても事業者と考えていけたらと思う。

会長

市が調整していくことが必要になってくる部分が多くなるような案件ではあるが、委員から意見はあるか。

委員

前回の報告でサービスの利用を断られることについて報告があり、市でどうにか調整できないのかという意見をしたが、その一つの回答として、委託の方法については今後課題があるにしても、流山が全国でもトップでもいいと思うので、定期巡回をどうにかして定着させていくことが必要だと思うので、賛成である。

会長

この件については、基本的には進める方向で市の方に調整してもらうという形よろしいか。

委員

異議はないが、これに関連したことで来年度介護保険制度が改正になり、盛んに言われているが地域包括ケアシステムでなるべく住み慣れた地域で過ごしたいという中で、介護と医療の連携も重要視されているが、定期巡回のようなサービスが広まっていく前に壁にぶつかってしまうというのは、地域包括ケアシステムというのも進みづらくなってしまっているのではないかと感じる。流山と同じ規模の自治体でも先進的なことを行っているところもある。これからはお金も大事だが、そこに住んでいる住民が老後のサービスを探すということが重要だと感じた。官民一体としてやっていかなければこれからの地域福祉は進んで行かない。市民もNPO団体やボランティアを活用していかなければならない。

議題（７）について委員からの了承を得られた。

議題（８）地域包括支援センター等に関する条例の制定の進捗状況について

<事務局からの説明>

・今までも協議会の意見をいただきながら進めている地域包括支援センターの運営、人員に係る基準とその地域包括支援センターの指定介護予防事業者としての運営、人員に係る基準の条例２本の制定に向けて進めているが、前回の協議会での報告から一部変更されている部分もあるので、今回進捗状況を報告する。

（１）地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例について

１～４条の構成になっているが第４条の員数に係る条文に変更がある。前回は第２項で通常作るよりも小さな日常生活圏域を設ける場合に人員の配置を減らすことが出来る例外規定を載せていたが、検討した結果、流山市は例外を使うような小規模な圏域を作らないとして条文を削除し、原則的な基準の条文のみとした。

（２）地域包括支援センターの指定介護予防支援事業者としての人員と運営の基準等を定める条例について

・条例は１～６条あるが、前回の協議会での説明では、基準該当介護予防支援事業者に対して指定介護予防事業所と同様の基準を準用する条文があったが、基準該当介護予防支援は遠隔地に居住されている流山市の被保険者の方の予防プランを作成するときに、流山市の地域包括支援センターではプランが立てられないので、それを居住されている地域包括支援センターでプランを立てるという場合に使う制度である。流山市では遠隔地の指定居宅介護支援事業所に流山市の地域包括支援センターの業務を一部委託してきたので、運用のない条文になるので削除することになった。

・福祉施策審議会に諮問をかけ答申を得られたら、９月にパブリックコメントを実施し、市民の意見をいただき、その意見を検討し反映させながら１２月に議会に上程できるように進めている。

委員

前回、国の基準では原則としてということだったので、流山市の条例でも原則としてということをお勧めはどうかと提案したが、今回の条例案で反映されていてありがたい。

委員

地域包括支援センターの職員配置の基準について、社会福祉士やケアマネが2人いる包括もあるが、包括の相談の中に虐待問題や介護している家族のストレスの問題が出てきている。社会福祉士2人とするよりは1人は精神保健福祉士を雇うなどの指導ができるか。

介護支援課長

基準なので規定されていないところなので、理由と適切性と市民への納得できる説明ができるのであれば、配置できるものであると思う。流山市としては、今後とくに第6期での地域包括支援センターの配置計画についても、運営法人、地域包括支援センターの方々と意見を交わしながら方向性を出していきたい。

議題（9）について委員からの了承を得た。

議題（9）その他

- ・次回の協議会は9月中旬を予定している。議題としては、制度改正、地域密着型サービス事業所の指定更新について報告する予定。